

遊漁規則の変更申請一覧

No	漁業協同組合	変更申請内容	改正前	改正案	施行日
1	更 埴	1 キャッチアンドリリース区間の設置 2 遊漁料の額の変更	1 キャッチアンドリリース区間の設置(新設) 2 遊漁料 あゆ以外の魚種 1日 520円	1 キャッチアンドリリース区間の設置 (1) 魚種 にかじます (2) 区域 千曲市万葉橋から千曲市大正橋の間 (3) 期間 10月1日から翌年2月15日まで 2 遊漁料 あゆ以外の魚種 1日 800円	1 認可日 2 平成31年4月1日
2	犀川殖産	遊漁料の額の変更	遊漁料 小学生以下の者 無料 中学生及び身体障害者 2分の1に相当する額	遊漁料 中学生以下の者 無料 高校生及び身体障害者 2分の1に相当する額	認可日
3	下伊那	遊漁承認証 様式の変更	【注意事項】	【注意事項】の加除修正	平成31年4月1日
4	遠 山	遊漁承認証 様式の変更及び新設	【注意事項】	1 【注意事項】の加除修正 2 オンライン販売用様式の新設	平成31年4月1日

## 遊漁料の審査基準 (平成21年12月28日農政部長通知)

### (1) 共通事項

#### ア 承認期間1年の遊漁料の額について

「あゆ」については、「申請者である漁業協同組合の組合員負担額（賦課金及び行使料等の合計、以下組合員負担額と記す）」の2.7倍以内の額であれば、特別な事情がない限り認めるものとする。組合員負担額の2.7倍を超える額については、申請者である漁業協同組合の経営状況、増殖計画等を勘案して審査する。

「あゆ以外の魚種」については、組合員負担額の2.1倍以内の額であれば、特別な事情がない限り認めるものとする。組合員負担額の2.1倍を超える額については、申請者である漁業協同組合の経営状況、増殖計画等を勘案して審査する。

#### イ 承認期間1日の遊漁料の額について

対象魚種にかかわらず、年間券の額の4分の1以内の額であれば、特別な事情がない限り認めるものとする。年間券の額の4分の1を超える額については、申請者である漁業協同組合の漁場区域の大きさ、採捕期間等を勘案して審査する。

### (2) 個別事項

共通事項に記載されていない事項については、申請ごとに審査する。

この審査基準は、平成21年12月22日から施行する。この審査基準の施行前に認可した遊漁料については、なお従前の例による。

## 現場付加金の指導基準 (平成23年8月1日農政部長通知)

### (1) 現場付加金の性格

現場付加金とは、漁場監視員の遊漁料徴収手当（危険手当、不快手当等）の対価である。

### (2) 現場付加金の設定及び変更を行う場合は次によること。

ア 現場付加金は、遊漁規則に規定すること。

イ 現場において徴収できる遊漁料は、日釣料金のみとする。

ウ 額は、1,000円を限度とする。

なお、額の設定は、各漁業協同組合の実情及び漁場の状況を勘案し行うものとする。

エ 設定及び変更（増額する場合に限る。）に当たっては、現行の遊漁料納付場所について見直しを行う等、遊漁者が遊漁料を納付しやすい体制の整備を図ること。具体的には、以下のような措置をとるよう努めること。

(ア) 遊漁券販売所の増設、販売時間の見直しを行うこと

(イ) 原則として、早朝、深夜でも遊漁券を購入できる遊漁券販売所を設置すること

(ウ) 現場付加金の設定等について、遊漁者に周知すること

この指導基準は、平成23年8月1日から施行する。

この審査基準の施行前に認可した遊漁規則における現場付加金については、なお従前の例による。



## 遊漁規則変更認可申請書

平成30年6月7日

長野県知事 阿部 守一 様

千曲市上山田温泉2丁目11-3

更埴漁業協同組合

代表理事組合長 吉池富



平成30年3月8日付長野県指令29園畜第1387号で認可のあった内共1号第5種共同漁業権に係る遊漁規則を変更したいので、認可してください。

### 添付書類

1. 変更理由書
2. 遊漁規則新旧対照表
3. 当該規則の変更を議決した総代会の議事録謄本

## 遊漁規則変更理由書

### 1 キャッチアンドリリース区間の設置について

平成29年度に「元気づくり支援金」により「釣りリズム信州 千曲市戸倉上山田地域協議会」を立ち上げ、10月1日から翌2月15日までの間、万葉橋、大正橋間をニジマスの冬期集中放流釣場とし、長く釣りを楽しめるようキャッチアンドリリース区間として遊漁者をお願いをしたところ、持ち帰る釣り人も多く、他の遊漁者より苦情が多く組合にも寄せられた。

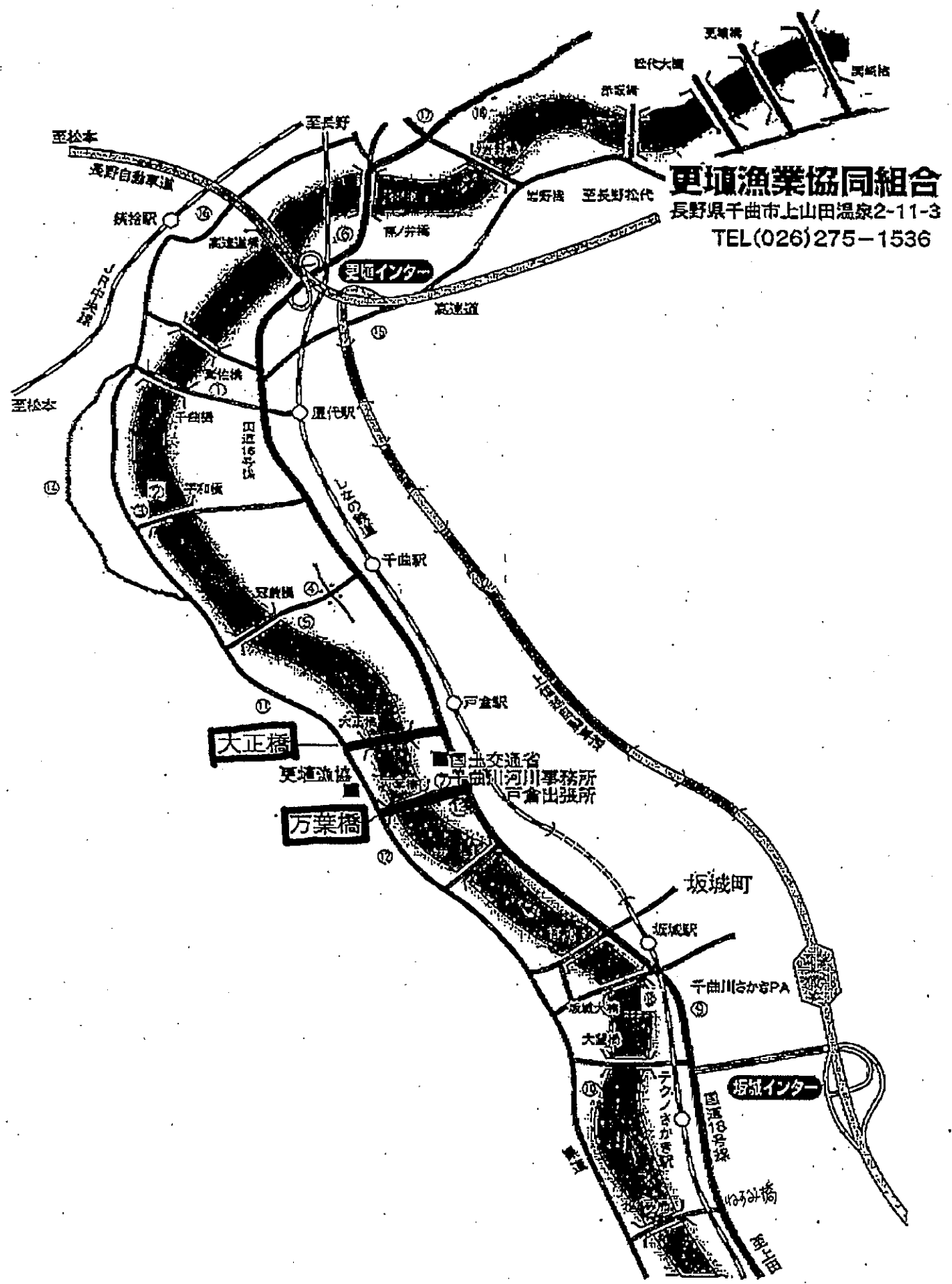
キャッチアンドリリース区間を設置して遊漁規則に明記にすることにより、トラブルを避け、多くの遊漁者が長く釣りを楽しめるようにしたい。

### 2 遊漁料の額の変更について

1日券の金額は、平成26年1月以降変更しておらず、800円にして増収につなげ、ニジマス等の放流量を増やしたい。

更植漁業組合遊漁規則一部変更新旧対照表

改 正 案	現 行																		
<p>(キヤッチアンドンリリース区間の設置)</p>	<p>(キヤッチアンドンリリース区間の設置) (新設)</p>																		
<p>第3条 次の表の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間においては、その場で再放流しなければならない。</p>	<p>第3条 (新設)</p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="319 1915 367 2116">ア 魚種</th> <th data-bbox="319 1489 367 1915">イ 区 域</th> <th data-bbox="319 1176 367 1489">ウ 期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="367 1915 518 2116">にじます</td> <td data-bbox="367 1489 518 1915">内共第1号漁業権漁場区域のうち、千曲市万葉橋から千曲市大正橋の間</td> <td data-bbox="367 1176 518 1489">10月1日から翌年2月15日まで</td> </tr> </tbody> </table>	ア 魚種	イ 区 域	ウ 期 間	にじます	内共第1号漁業権漁場区域のうち、千曲市万葉橋から千曲市大正橋の間	10月1日から翌年2月15日まで													
ア 魚種	イ 区 域	ウ 期 間																	
にじます	内共第1号漁業権漁場区域のうち、千曲市万葉橋から千曲市大正橋の間	10月1日から翌年2月15日まで																	
<p>(漁具、漁法の制限)</p>	<p>(漁具、漁法の制限)</p>																		
<p>第4条 (略)</p>	<p>第3条 (略)</p>																		
<p>(遊漁期間)</p>	<p>(遊漁期間)</p>																		
<p>第5条 (略)</p>	<p>第4条 (略)</p>																		
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>																		
<p>(全長制限)</p>	<p>(全長制限)</p>																		
<p>第6条 (略)</p>	<p>第5条 (略)</p>																		
<p>(遊漁料の額及び納付の方法)</p>	<p>(遊漁料の額及び納付の方法)</p>																		
<p>第7条 (略)</p>	<p>第6条 (略)</p>																		
<p>(1) (略)</p>	<p>(1) (略)</p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="997 1825 1045 2116">魚 種</th> <th data-bbox="997 1556 1045 1825">承認期間</th> <th data-bbox="997 1176 1045 1556">遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1045 1825 1189 2116">(略)</td> <td data-bbox="1045 1556 1189 1825">(略)</td> <td data-bbox="1045 1176 1189 1556">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1189 1825 1300 2116">あゆ以外の魚種 (1年においては墨針を含む)</td> <td data-bbox="1189 1556 1300 1825">1日 (略)</td> <td data-bbox="1189 1176 1300 1556">800円 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	魚 種	承認期間	遊漁料	(略)	(略)	(略)	あゆ以外の魚種 (1年においては墨針を含む)	1日 (略)	800円 (略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="997 840 1045 1160">魚 種</th> <th data-bbox="997 571 1045 840">承認期間</th> <th data-bbox="997 212 1045 571">遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1045 840 1189 1160">(略)</td> <td data-bbox="1045 571 1189 840">(略)</td> <td data-bbox="1045 212 1189 571">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1189 840 1300 1160">あゆ以外の魚種 (1年においては墨針を含む)</td> <td data-bbox="1189 571 1300 840">1日 (略)</td> <td data-bbox="1189 212 1300 571">520円 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	魚 種	承認期間	遊漁料	(略)	(略)	(略)	あゆ以外の魚種 (1年においては墨針を含む)	1日 (略)	520円 (略)
魚 種	承認期間	遊漁料																	
(略)	(略)	(略)																	
あゆ以外の魚種 (1年においては墨針を含む)	1日 (略)	800円 (略)																	
魚 種	承認期間	遊漁料																	
(略)	(略)	(略)																	
あゆ以外の魚種 (1年においては墨針を含む)	1日 (略)	520円 (略)																	
<p>(2) (略)</p>	<p>(2) (略)</p>																		



**更埴漁業協同組合**  
 長野県千曲市上山田温泉2-11-3  
 TEL(026)275-1536

県内の漁協別遊漁料等の状況

(H30.4.1 現在)

(円)

漁協名	組員賦課金	あゆ			あゆ以外			現場付加金
		1日券	1年券	負担割合(2.7倍以内) (年券/賦課金)	1日券	1年券	負担割合(2.1倍以内) (年券/賦課金)	
南佐久南部	3,500	2,100	8,400	2.40	1,700	8,400	2.40	700
佐久	8,000	2,200	13,000	1.63	1,300	6,500	0.81	700
上小	10,000	2,160	12,900	1.29	1,300	6,400	0.64	700
更埴	5,000	2,160	12,960	2.59	800	5,400	1.08	1,000
千曲川	3,000	2,000	9,000	3.00	500	5,000	1.67	800
北信	3,500	1,200	6,500	1.86	1,000	5,000	1.43	200
高水	4,000	—	—	—	800	5,000	1.25	700
奈良井川	5,000	2,000	8,000	1.60	1,000	6,300	1.26	1,000
波田	2,000	—	—	—	1,050	4,200	2.10	1,000
安曇	2,000	—	—	—	1,050	4,200	2.10	1,000
犀川	3,000	—	—	—	1,000	6,300	2.10	700
北安中部	3,000	—	—	—	1,000	5,000	1.67	500
犀川殖産	4,000	1,500	8,000	2.00	1,000	5,000	1.25	1,000
裾花川水系	3,500	1,500	6,000	1.71	1,000	5,000	1.43	1,000
諏訪東部	5,000	1,800	9,000	1.80	1,000	6,000	1.20	500
天竜川	4,500	2,200	8,800	1.96	1,100	6,600	1.47	1,000
下伊那	4,000	2,000	10,000	2.50	1,000	10,000	2.50	1,000
志賀高原	2,000	—	—	—	500	3,000	1.50	—
姫川上流	4,000	—	—	—	1,000	5,000	1.25	1,000
木曾川	4,500	2,000	8,000	1.78	2,000	9,000	2.00	1,000
釜無川	3,500	—	—	—	1,000	3,500	1.00	500
根羽川	800	2,800	10,000	12.50	800	3,500	4.38	300
遠山	3,000	2,000	7,000	2.33	2,000	7,000	2.33	700
諏訪湖	3,000	—	—	—	1,000	6,000	2.00	500
松原湖	3,000	—	—	—	500	3,500	1.17	—
野尻湖	15,000	—	—	—	700	6,000	0.40	500
青木湖	2,000	—	—	—	1,000	4,000	2.00	—
木崎湖	3,000	—	—	—	1,000	4,000	1.33	—
佐久養殖	1,000	—	—	—	—	—	—	—
長野県養殖	—	—	—	—	—	—	—	—
信州虹鱒養殖	10,000	—	—	—	—	—	—	—
浪合	2,000	—	—	—	800	—	—	100
平谷村	1,500	—	—	—	800	4,000	2.67	200
寒天	30,000	—	—	—	—	—	—	—



## 遊漁規則変更認可申請書

30犀殖第16号

平成30年6月4日

長野県知事 阿部 守一 様

長野市信州新町新町34-8

犀川殖産漁業協同組合

代表理事組合長 関崎 裕



平成25年12月4日付長野県指令25園畜第897号の14で認可のあった犀川殖産漁業協同組合内共第4号第5種共同漁業権に係る遊漁規則を変更したいので、認可してください。

### 添付書類

- 1 変更の理由書
- 2 変更新旧対照表
- 3 遊漁規則変更の議決をした総代会の議事録謄本
- 4 現行遊漁規則



## 変更理由書

近年の組合員や釣り人の減少は、高齢化がその原因の一つになっている。それをくいとめる方途として考えられることが、子供のころから釣りに興味を持ってもらうということである。当組合はそれを目的として、あやとり橋付近で毎年釣大会を開催し、子供の参加者を増やす努力をしているところである。幸い親子連れで来る人、一人で来る中学生・高校生など、20人前後参加してくれる。

もう一つ、子供たちに釣りをしてもらう方法として遊漁料の改定がある。危険管理上、小学生が一人で川で釣りをすることは、ほぼ考えられないが、中学生や高校生になると一人で釣りをしているのが見受けられる。そこで、遊漁規則で、現在、小学生以下無料、中学生2分の1の額、高校生が一般と同じ額、となっているが、これを、中学生以下無料、高校生は2分の1の額に改定したい。高校生にしてもその方が釣券を求めやすくなると思う。

犀川殖産漁業協同組合  
内共第4号第5種共同漁業権遊漁規則一部改正  
新旧対照表

平成30年5月26日

犀川殖産漁業協同組合

第9号議案 遊漁規則の一部改正について

厚川殖産漁業協同組合内共第4号第5種共同漁業権遊漁規則の一部を次のとおり改正する。

新旧対照表

改正後	現行												
<p>(遊漁料及び納付の方法)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず竿釣による遊漁の場合、次表左欄に掲げる者は、下欄に掲げるとおりする。</p> <table border="1" data-bbox="694 1198 901 2072"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中学生以下の者</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>高校生及び身体障害者</td> <td>前号に規定する額の2分の1に相当する額</td> </tr> </tbody> </table>	区分	遊漁料	中学生以下の者	無料	高校生及び身体障害者	前号に規定する額の2分の1に相当する額	<p>(遊漁料及び納付の方法)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず竿釣による遊漁の場合、次表左欄に掲げる者は、下欄に掲げるとおりする。</p> <table border="1" data-bbox="686 156 885 1030"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学生以下の者</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>中学生及び身体障害者</td> <td>前号に規定する額の2分の1に相当する額</td> </tr> </tbody> </table>	区分	遊漁料	小学生以下の者	無料	中学生及び身体障害者	前号に規定する額の2分の1に相当する額
区分	遊漁料												
中学生以下の者	無料												
高校生及び身体障害者	前号に規定する額の2分の1に相当する額												
区分	遊漁料												
小学生以下の者	無料												
中学生及び身体障害者	前号に規定する額の2分の1に相当する額												
<p>附則</p> <p>この規則の変更は、平成 年 月 日 (行政庁の認可の日) から施行する。</p>													

(注) 行政庁の指導により文言等変更となる場合がある。



30下漁発第50号  
平成30年7月6日

遊漁規則変更認可申請書

長野県知事  
阿部守一様

長野県飯田市松尾明7499番地  
下伊那漁業協同組合  
代表理事組合長 下島保徳



平成25年12月4日付長野県指令25園第902号の6にて認可のあった、  
内共第6号第5種共同漁業権に係る遊漁規則を変更したいので認可して下さい。

添付書類

- 1 変更しようとする新旧条項.
- 2 変更しようとする理由.
- 3 総代会の議事録.



## 1 変更しようとする新旧条項

中部電力からの注意文の文言変更の申請が提出された。

下伊那漁業協同組合 遊漁規則

- ①様式第1-1号 遊漁承認証 (雑魚1日券) ⇒ 注意文 (文言) 変更
- ②様式第1-2号 遊漁承認証 (雑魚1日券) ⇒ 注意文 (文言) 変更
- ③様式第1-3号 遊漁承認証 (雑魚1日券) ⇒ 注意文 (文言) 変更
- ④様式第2-1号 遊漁承認証 (鮎1日券) ⇒ 注意文 (文言) 変更
- ⑤様式第2-2号 遊漁承認証 (鮎1日券) ⇒ 注意文 (文言) 変更
- ⑥様式第2-3号 遊漁承認証 (鮎1日券) ⇒ 注意文 (文言) 変更
- ⑦様式第3号 遊漁承認証 (1年券) ⇒ 注意文 (文言) 変更

(変更前)

①～⑥様式

中部電力からお願い

- ・釣場の頭上前後の電線に注意して下さい。
- ・サイレンが鳴ったら川から離れて下さい。

⑦様式

中部電力からお願い

- ・サイレンが鳴ったら川から離れて下さい。
- ・釣場の頭上、前後に電線がないことを確認して下さい。

(変更後)

①～⑦様式

中部電力からお願い

- ◆降雨出水に伴うダム放流およびダム・発電所の作業時ならびに故障停止時には、川の水位が変動しますのでご注意ください。
- ◆釣場の頭上前後の電線に注意してください。



## 2 変更しようとする理由

### (変更理由)

中部電力株式会社より、「水力発電設備の維持運用業務における水難事故防止への取り組みにおいて、水難事故防止注意文（当組合・雑魚日釣遊漁証、鮎日釣遊漁証及び遊漁承認証に記載）に、「サイレンが鳴ったら川から離れて下さい。」とあるが、河川によっては、サイレンが設置されていないダムもあるため、この注意文面では誤解を招く表現であることから、注意文面を見直したい。」との変更依頼があり、検討した結果、重大な事故に繋がる恐れがあると判断したため、遊漁規則各様式注意文の文言を変更する。

現 行

様式第1-2号 遊漁承認証 (雑魚1日券)

コンビニ発券機による日釣券遊漁証(コンビニにより様式は若干異なります)

雑魚日釣遊漁証

承認日 年 月 日

遊漁料 1,000円 魚種 鮎を除く魚種  
 漁具、漁法 竿釣

遊漁日 年 月 日

注意事項 下伊那漁業協同組合長

- (1) 遊漁の際本証は必ず携帯すること。
- (2) 遊漁員の要求あるときは本証を提示すること。
- (3) 遊漁以外の漁具、漁法の使用はできません。
- (4) 遊漁をする漁場において漁出監視員に報告するときは遊漁料は1,000円を付加した額とする。
- (5) 漁行を他人に貸与する場合は遊漁の中止を命じ又は以後の遊漁を拒絶することがあります。
- (6) 本証を他人に貸与する場合は遊漁の中止を命じ又は以後の遊漁を拒絶してはなりません。
- (7) 漁具の制限 あまこ、いわな、にじます 15cm以下、こい18cm以下、ふな、うぐい10cm以下、うなぎ30cm以下、おひやわ8cm以下のものは採捕してはなりません。
- (8) 採捕禁止期間 あまこ、いわな、にじます 10月1日より2月15日まで、かじか 3月1日から5月15日まで、

販売店:  
 ・釣場の頭上前後の電線に注意して下さい。  
 ・サレレンが現れたら川から離れて下さい。

様式第1-3号 遊漁承認証 (雑魚1日券)

インターネット販売による日釣遊漁証

雑魚日釣遊漁証

承認日 年 月 日

遊漁料 1,000円 魚種 鮎を除く魚種  
 漁具、漁法 竿釣

遊漁日 年 月 日

承認日 年 月 日

注意事項 下伊那漁業協同組合長

- (1) 遊漁の際本証は必ず携帯すること。
- (2) 遊漁員の要求あるときは本証を提示すること。
- (3) 遊漁以外の漁具、漁法の使用はできません。
- (4) 遊漁をする漁場において漁出監視員に報告するときは遊漁料は1,000円を付加した額とする。
- (5) 漁行を他人に貸与する場合は遊漁の中止を命じ又は以後の遊漁を拒絶することがあります。
- (6) 本証を他人に貸与する場合は遊漁の中止を命じ又は以後の遊漁を拒絶してはなりません。
- (7) 漁具の制限 あまこ、いわな、にじます 15cm以下、こい18cm以下、ふな、うぐい10cm以下、うなぎ30cm以下、おひやわ8cm以下のものは採捕してはなりません。
- (8) 採捕禁止期間 あまこ、いわな、にじます 10月1日より2月15日まで、かじか 3月1日から5月15日まで、

販売店:  
 ・釣場の頭上前後の電線に注意して下さい。  
 ・サレレンが現れたら川から離れて下さい。

改 正 後

様式第1-2号 遊漁承認証 (雑魚1日券)

コンビニ発券機による日釣券遊漁証(コンビニにより様式は若干異なります)

雑魚日釣遊漁証

承認日 年 月 日

遊漁料 1,000円 魚種 鮎を除く魚種  
 漁具、漁法 竿釣

遊漁日 年 月 日

注意事項 下伊那漁業協同組合長

- (1) 遊漁の際本証は必ず携帯すること。
- (2) 遊漁員の要求あるときは本証を提示すること。
- (3) 遊漁以外の漁具、漁法の使用はできません。
- (4) 遊漁をする漁場において漁出監視員に報告するときは遊漁料は1,000円を付加した額とする。
- (5) 漁行を他人に貸与する場合は遊漁の中止を命じ又は以後の遊漁を拒絶することがあります。
- (6) 本証を他人に貸与する場合は遊漁の中止を命じ又は以後の遊漁を拒絶してはなりません。
- (7) 漁具の制限 あまこ、いわな、にじます 15cm以下、こい18cm以下、ふな、うぐい10cm以下、うなぎ30cm以下、おひやわ8cm以下のものは採捕してはなりません。
- (8) 採捕禁止期間 あまこ、いわな、にじます 10月1日より2月15日まで、かじか 3月1日から5月15日まで、

販売店:  
 ・降雨時水に作ラゲム放流およびダム・発電所の作業時ならびに一般停止時には、川の水位が変動しますのでご注意ください。  
 ・釣場の頭上前後の電線に注意して下さい。

様式第1-3号 遊漁承認証 (雑魚1日券)

インターネット販売による日釣遊漁証

雑魚日釣遊漁証

承認日 年 月 日

遊漁料 1,000円 魚種 鮎を除く魚種  
 漁具、漁法 竿釣

遊漁日 年 月 日

承認日 年 月 日

注意事項 下伊那漁業協同組合長

- (1) 遊漁の際本証は必ず携帯すること。
- (2) 遊漁員の要求あるときは本証を提示すること。
- (3) 遊漁以外の漁具、漁法の使用はできません。
- (4) 遊漁をする漁場において漁出監視員に報告するときは遊漁料は1,000円を付加した額とする。
- (5) 漁行を他人に貸与する場合は遊漁の中止を命じ又は以後の遊漁を拒絶することがあります。
- (6) 本証を他人に貸与する場合は遊漁の中止を命じ又は以後の遊漁を拒絶してはなりません。
- (7) 漁具の制限 あまこ、いわな、にじます 15cm以下、こい18cm以下、ふな、うぐい10cm以下、うなぎ30cm以下、おひやわ8cm以下のものは採捕してはなりません。
- (8) 採捕禁止期間 あまこ、いわな、にじます 10月1日より2月15日まで、かじか 3月1日から5月15日まで、

販売店:  
 ・降雨時水に作ラゲム放流およびダム・発電所の作業時ならびに一般停止時には、川の水位が変動しますのでご注意ください。  
 ・釣場の頭上前後の電線に注意して下さい。

現 行

様式第2-2号 遊漁承認証 (鮎1日券)

コンビニ発券機による日釣券遊漁証(コンビニにより様式は若干異なります)

鮎日釣遊漁証

承認日 年 月 日

鮎

遊漁料 2,000円 魚種 鮎

漁具、漁法 竿釣

遊漁日 年 月 日

注意事項 下伊那漁業協同組合長

(1) 遊漁の額本証は必ず携帯すること。  
 (2) 監視員の要求あるときは本証を提示すること。  
 (3) 承認以外の漁具、漁法の使用はできません。  
 (4) 遊漁をする漁場において監視員に刺付するときは遊漁料は1,000円を付加した額とする。  
 (5) 違反行為をした者には遊漁の中止を命じ又は以後の遊漁を拒絶することがあります。  
 (6) 本証を他人に貸与ならびに譲渡してはならない。

販売店:  
 ・釣場の頭上前後の電線に注意して下さい。  
 ・サインが貼ったら川から離れて下さい。

様式第2-3号 遊漁承認証 (鮎1日券)

インターネット販売による日釣遊漁証

鮎日釣遊漁証

承認日 年 月 日

遊漁料 2,000円 鮎

魚種 鮎

漁具、漁法 竿釣

遊漁日 年 月 日

承認日 年 月 日

注意事項 下伊那漁業協同組合長

(1) 遊漁の額本証は必ず携帯すること。  
 (2) 監視員の要求あるときは本証を提示すること。  
 (3) 承認以外の漁具、漁法の使用はできません。  
 (4) 遊漁をする漁場において監視員に刺付するときは遊漁料は1,000円を付加した額とする。  
 (5) 違反行為をした者には遊漁の中止を命じ又は以後の遊漁を拒絶することがあります。  
 (6) 本証を他人に貸与ならびに譲渡してはならない。

・釣場の頭上前後の電線に注意して下さい。  
 ・サインが貼ったら川から離れて下さい。

改 正 後

様式第2-2号 遊漁承認証 (鮎1日券)

コンビニ発券機による日釣券遊漁証(コンビニにより様式は若干異なります)

鮎日釣遊漁証

承認日 年 月 日

鮎

遊漁料 2,000円 魚種 鮎

漁具、漁法 竿釣

遊漁日 年 月 日

注意事項 下伊那漁業協同組合長

(1) 遊漁の額本証は必ず携帯すること。  
 (2) 監視員の要求あるときは本証を提示すること。  
 (3) 承認以外の漁具、漁法の使用はできません。  
 (4) 遊漁をする漁場において監視員に刺付するときは遊漁料は1,000円を付加した額とする。  
 (5) 違反行為をした者には遊漁の中止を命じ又は以後の遊漁を拒絶することがあります。  
 (6) 本証を他人に貸与ならびに譲渡してはならない。

販売店:  
 ・監視員に作らざる放流およびダム・発電所の作業時ならびに  
 故停止時には、川の水位が変動しますのでご注意ください。  
 ・釣場の頭上前後の電線に注意して下さい。

様式第2-3号 遊漁承認証 (鮎1日券)

インターネット販売による日釣遊漁証

鮎日釣遊漁証

承認日 年 月 日

遊漁料 2,000円 鮎

魚種 鮎

漁具、漁法 竿釣

遊漁日 年 月 日

承認日 年 月 日

注意事項 下伊那漁業協同組合長

(1) 遊漁の額本証は必ず携帯すること。  
 (2) 監視員の要求あるときは本証を提示すること。  
 (3) 承認以外の漁具、漁法の使用はできません。  
 (4) 遊漁をする漁場において監視員に刺付するときは遊漁料は1,000円を付加した額とする。  
 (5) 違反行為をした者には遊漁の中止を命じ又は以後の遊漁を拒絶することがあります。  
 (6) 本証を他人に貸与ならびに譲渡してはならない。

・監視員に作らざる放流およびダム・発電所の作業時ならびに  
 故停止時には、川の水位が変動しますのでご注意ください。  
 ・釣場の頭上前後の電線に注意して下さい。



(表)

釣場の頭上前後の電線に注意して下さい。

雑魚日釣遊漁証

NO \_\_\_\_\_

遊漁料 \_\_\_\_\_ 円

魚種 \_\_\_\_\_

釣を除く魚種 \_\_\_\_\_

釣具、漁法 \_\_\_\_\_

有効期間 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

投入 \_\_\_\_\_

下伊那漁業協同組合

遊漁料 \_\_\_\_\_ 円

NO \_\_\_\_\_

月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 段

(裏)

注意事項

- (1) 遊漁の原本証は必ず携帯すること。
- (2) 監視員の要求あるときは本証を提示すること。
- (3) 監視員以外の漁具、漁法の使用はできません。
- (4) 遊漁をする漁場において漁出監視員に報告するときの遊漁料は1,000円を付加しと額とする。
- (5) 返戻行為をした者には遊漁の中止を命じ又は以後の遊漁を拒絶することがあります。
- (6) 本証を他人に貸与するに際しては譲渡してはならない。
- (7) 魚名長の制限 あまこ、いわな、にじます 15cm以下、こい、18cm以下、あな、すけい、11cm以下、うなぎ30cm以下、おいかげ28cm以下のは採捕してはならない。
- (8) 採捕禁止期間 あまこ、いわな、にじます 10月1日より2月15日まで、かじか、3月1日から5月15日まで。

(表)

◆ 釣場の頭上前後の電線に注意して下さい。

雑魚日釣遊漁証

NO \_\_\_\_\_

遊漁料 \_\_\_\_\_ 円

魚種 \_\_\_\_\_

釣を除く魚種 \_\_\_\_\_

釣具、漁法 \_\_\_\_\_

有効期間 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

投入 \_\_\_\_\_

下伊那漁業協同組合

遊漁料 \_\_\_\_\_ 円

NO \_\_\_\_\_

月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 段

(裏)

注意事項

- (1) 遊漁の原本証は必ず携帯すること。
- (2) 監視員の要求あるときは本証を提示すること。
- (3) 監視員以外の漁具、漁法の使用はできません。
- (4) 遊漁をする漁場において漁出監視員に報告するときの遊漁料は1,000円を付加しと額とする。
- (5) 返戻行為をした者には遊漁の中止を命じ又は以後の遊漁を拒絶することがあります。
- (6) 本証を他人に貸与するに際しては譲渡してはならない。
- (7) 魚名長の制限 あまこ、いわな、にじます 15cm以下、こい、18cm以下、あな、すけい、10cm以下、うなぎ30cm以下、おいかげ28cm以下のは採捕してはならない。
- (8) 採捕禁止期間 あまこ、いわな、にじます 10月1日より2月15日まで、かじか、3月1日から5月15日まで。

(表)

釣場の頭上前後の電線に注意して下さい。

NO \_\_\_\_\_

鮎日釣遊漁証

遊漁料 \_\_\_\_\_ 円

魚種 \_\_\_\_\_

漁具、漁法 \_\_\_\_\_

有効期間 \_\_\_\_\_

竿釣 \_\_\_\_\_

鮎 \_\_\_\_\_

取人 \_\_\_\_\_

下伊那漁業協同組合 印

月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_

遊漁料 \_\_\_\_\_ 円 NO \_\_\_\_\_

(裏)

注意事項

- (1) 遊漁の標本等は必ず廃棄すること。
- (2) 監視員の監視あるときは本証を提示すること。
- (3) 承認以外の漁具、漁法の使用はできません。
- (4) 遊漁をする漁場において監視員に案内するときの遊漁料は1,000円を付加した額とする。
- (5) 違反行為をした者は遊漁の中止を命じ又は以後の遊漁を拒絶することがあります。

(表)

◆釣場の頭上前後の電線に注意してください。

NO \_\_\_\_\_

鮎日釣遊漁証

遊漁料 \_\_\_\_\_ 円

魚種 \_\_\_\_\_

漁具、漁法 \_\_\_\_\_

有効期間 \_\_\_\_\_

竿釣 \_\_\_\_\_

鮎 \_\_\_\_\_

取人 \_\_\_\_\_

下伊那漁業協同組合 印

月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_

遊漁料 \_\_\_\_\_ 円 NO \_\_\_\_\_

(裏)

注意事項

- (1) 遊漁の標本等は必ず廃棄すること。
- (2) 監視員の監視あるときは本証を提示すること。
- (3) 承認以外の漁具、漁法の使用はできません。
- (4) 遊漁をする漁場において監視員に案内するときの遊漁料は1,000円を付加した額とする。
- (5) 違反行為をした者は遊漁の中止を命じ又は以後の遊漁を拒絶することがあります。

年度 遊 漁 承 認 証

※イレシが壊れたら川から離れて下さい。  
釣場の前上前後に電線がないことを確認して下さい。

NO

(住所)

(氏名)

(年齢)

承認期限  
魚種  
漁具漁法  
遊漁区域  
遊漁料  
発行年月日  
発行所  
下伊那郡農業協同組合

注意事項  
(1)遊漁の際本証を外周から見易い  
箇所へ着替すること。  
(2)遊漁監視員の見守るときは  
本証を提示すること。  
(3)表紙以外の漁具、漁法の使用は  
できません。  
(4)本証は他人に貸与または譲渡  
できません。  
(5)本証は再発行できません。  
(6)風雨に遭じた者は遊漁を  
中止させることがある。

写 真

才

年度 遊 漁 承 認 証

申請証力からお願い。  
◆遊田山水に行つた放流まじりム。遊田所の北岸の北岸に  
高麗止時には、川の水位が変動しますのでご注意ください。  
◆釣場の前上前後に電線がないことを確認して下さい。

NO

(住所)

(氏名)

(年齢)

承認期限  
魚種  
漁具漁法  
遊漁区域  
遊漁料  
発行年月日  
発行所  
下伊那郡農業協同組合

注意事項  
(1)遊漁の際本証を外周から見易い  
箇所へ着替すること。  
(2)遊漁監視員の見守るときは  
本証を提示すること。  
(3)表紙以外の漁具、漁法の使用は  
できません。  
(4)本証は他人に貸与または譲渡  
できません。  
(5)本証は再発行できません。  
(6)風雨に遭じた者は遊漁を  
中止させることがある。

写 真

才



30 遠漁発第 32 号  
平成 30 年 7 月 11 日

長野県知事  
阿 部 守 一 様

遠山漁業協同組合  
代表理事組合長 宇佐美 秀



### 遊 漁 規 則 変 更 認 可 申 請 書

平成 25 年 12 月 6 日付長野県指令 25 園畜第 903 号の 19 で認可のあった、内共第 6 号第 5 種協同漁業権に係る遊漁規則を変更したいので認可してください。

記

(添付書類)

- |                       |     |
|-----------------------|-----|
| 1 変更しようとする新旧条項を記載した書面 | 1 部 |
| 2 変更しようとする理由を記載した書面   | 1 部 |
| 3 第 58 回通常総代会議事録 (写し) | 1 部 |

## 1 中部電力の注意文の変更

(変更理由)

中部電力株式会社から、遊漁承認証(日釣券及び年券)の水難事故防止PR印刷文面(注意文)の変更についてお願いがありました。これは、小規模な堰堤についてはサイレンを設置してないため、誤解を招くことのないよう、このサイレンに係る文言を変更したいというものでした。

当組合では、従来から当組合の遊漁承認証に中部電力の注意分を印刷してまいりましたが、当組合遊漁規則には本件の記載がされておきませんので、平成31年4月1日からの来年度の遊漁証から新注意文を記載するよう、遊漁規則を変更するものであります。

(変更前)

様式第1号、様式第2号

中部電力からのお願い

- ◆ダム・発電所の作業による川の水位変動にご注意ください。
- ◆サイレンが鳴ったら川から上がってください。

(変更後)

様式第1-1号、様式1-2号、様式第2-1号、様式2-2号

中部電力からのお願い

- ◆降雨出水に伴うダム放流およびダム・発電所の作業時ならびに故障時には、川の水位が変動しますのでご注意ください。

## 2 遊漁承認証(日釣券)記載事項の一部変更について

(変更理由)

日釣券の記載事項について、組合員等からいつの日釣券かがはっきりわかるようにして欲しいとの要望があったことと、河川現場売りの金額が日釣券に記載されていなかったことに対して指摘があったため、平成31年4月1日から日釣券の様式を一部変更するものであります。

## 3 オンライン販売(つりチケ)の遊漁承認証の新設による様式の変更

(変更理由)

この遊漁承認証への記載事項は、様式第1-1号、様式第2-1号は変更ありませんが、オンライン販売(つりチケ)という新しい販売方法であることから、それぞれを様式第1-2号及び様式第2-2号を追加してこれを新設します。

そして、様式第1-2号及び様式第2-2にも、中部電力の新注意文はこれに記載するものとし、来年度平成31年4月1日より施行します。

なお、オンライン販売（つりチケ）を導入するのは、売上増のために新しい釣客、特に若者の遊漁者を増やすこと、同時に密漁者（時間帯が早くて買えなかった等）を減らし収入増へつなげることを目的としています。

(様式第1号) 遊 漁 承 認 証 (1日券) 裏

遊 漁 承 認 証 (日 釣 券)		注 意 事 項	
年度	No	1. 遊漁中は必ず本証を携行してください。	
遊 漁 承 認 証 (日 釣 券)		2. 本組合の係員および監視員から本証の提示を求められたらただちに提示してください。	
平成	年度 No	3. 本証は他人に貸与してはならない	
氏名		4. 他遊漁者又は本組合員の迷惑となる行為をしてはならない。	
全魚種	遊漁区域 遠山川本支流	5. 本証は再発行しません。	
漁具漁法	竿釣 1人 1本	6. 魚類増殖保護上必要な法律、規則制限は	
	上記以外の漁法禁す	ぜひお守りください。	
承認	月 日	あまご、いわなは全長15cm以下は採捕してはならない。	
遊漁料	2,000 円		
遠山漁業協同組合			
平成	年度 No		
氏名	月 日		
遊漁料	2,000円		

(様式第1号) 遊 漁 承 認 証 (日釣券) 裏

遊 漁 承 認 証 (日 釣 券)		注 意 事 項	
年度	No	1. 遊漁中は必ず本証を見やすい所に携行してください。	
遊 漁 承 認 証 (日 釣 券)		2. 本組合の係員および監視員から本証の提示を求められたらただちに提示して下さい。	
平成	年度 No	3. 本証は他人に貸与してはならない。	
氏名		4. 他遊漁者又は本組合員の迷惑となる行為をしてはならない。	
全魚種	遊漁区域 遠山川本支流	5. 本証は再発行しません。	
漁具・漁法	竿釣り (1人 1本)	6. 魚類増殖保護上必要な法律、規則制限は是非お守りください。	
	上記以外の漁法厳禁	●いわな、あまごは15cm以下は採捕してはならない。	
遊漁料	2,000円	※中郡電力からのお願ひ	
遠山漁業協同組合		◆陸雨出水に伴うダム放流およびダム・発電所の作業時ならびに故障時には、川の水位が変動しますのをご注意ください。	
遊漁承認証日釣券(控)	No		
承認日	年 月 日		
氏名			
遊漁料	2,000円		
_(河川現場券は2,700円)_			

付 則  
この規則は、平成31年4月1日から実施する。  
(行政庁の認可の日、平成 年 月 日)

現 行  
(様式第2号)

遊 漁 承 認 証 (1年券)

遠 山 漁 業 協 同 組 合		No. _____
写真	年 釣 承 認 証 平 成 年 度	
	遊 漁 区 域 遠 山 川 本 支 流	
	遊 漁 料 七 千 円 平 成 年 月 日 ~ 平 成 年 月 日	
	全 漁 遊 漁 漁 具 漁 法 竿 釣 一 本 (注 意 事 項)	
住所		氏 名
<p>※いわな・あまごは全長15cm以下は採捕してはいけません。          ※遊漁者は遊漁規則を厳守し、遊漁中は必ず本証を着用してください。</p>		

改 正 案  
(様式第2-1号)

遊 漁 承 認 証 (1年券)

下線部変更

年 度 遠 山 漁 業 協 同 組 合		年 月 日 <u>          </u> ~ 年 月 日 <u>          </u>
		全 漁 遊 漁
写真	年 釣 遊 漁 承 認 証	遊 漁 方 法 竿 釣 1 人 1 本 (注 意 事 項)
	遊 漁 区 域 遠 山 川 本 支 流 遊 漁 料 7,000 円	<ul style="list-style-type: none"> <li>● いわな、あまごは全長15cm以下は採捕してはいけません。</li> <li>● 遊漁者は、遊漁規則を厳守し、遊漁中は必ず本証を着用してください。(写真の入っていない物は使用出来ません)。</li> </ul>
住所		氏 名
<p>※中部電力からのお願い          ◆降雨出水に伴うダム放流およびダム・発電所の作業時ならびに故障時には、川の水位が変動しますのでご注意ください。</p>		

付 則  
この規則は、平成31年4月1日から実施する。  
(行政庁の認可の日、平成 年 月 日)



様式第1-2号

遊漁承認証(1日券)  
オンライン販売による日釣遊漁証  
日釣承認証  
殿

遊漁料

2,000円

(現場売り2,700円)

魚種、遊漁区域 全魚種、遠山川本支流

漁具、漁法 竿釣(1人1本)

遊漁日 年 月 日

遠山漁業協同組合

注意事項

1. 遊漁中は必ず本証を見やすい所に携帯してください。
2. 監視員から本証の提示を求められたらだちに提示して下さい。
3. 本証は他人に貸与してはならない。
4. 他遊漁者又は本組合員の迷惑となる行為をしてはならない。
5. 本証は再発行しません。
6. 魚類増殖保護上必要な法律、規則制限は是非お守りください。

● いわな、あまごは15cm以下は採捕してはならない。

※中部電力からお願い

◆ 降雨出水時に伴うダム放流およびダム・発電所の作業時ならびに故障時には、川の水位が変動しますのでご注意ください。

付 則

この規則は、平成31年4月1日から実施する。  
(行政庁の認可の日、平成 年 月 日)

(新設)

様式第2-2(ニ)

遊漁承認証 (1年券)  
オンライン販売による年釣遊漁証  
年釣承認証  
般

遊漁料

7,000円

魚種、遊漁区域  
漁具、漁法

全魚種、遠山川本支流  
竿釣 (1人1本)

写真

承認期間

年 月 日 ~ 年 月 日

遠山漁業協同組合

注意事項

1. 遊漁中は必ず本証を見やすい所に携行してください。
  2. 監視員から本証の提示を求められたら大切に提示して下さい。
  3. 本証は他人に貸与してはならない。
  4. 他遊漁者又は本組合員の迷惑となる行為をしてはならない。
  5. 本証は再発行しません。
  6. 魚類増殖保護上必要な法律、規則制限は是非お守りください。
- いわずな、あまごは15cm以下は採捕してはならない。

※中部電力からのお願

- ◆降雨出水時に伴うダム放流およびダム・発電所の作業時ならびに故障時には、川の水位が変動しますのでご注意ください。

付 則

この規則は、平成31年4月1日から実施する。  
(行政庁の認可の日、平成 年 月 日)

(新設)